



# 再生可能エネルギー（太陽光）発電設備を設置された方へ



再生可能エネルギー（太陽光）発電設備（蓄電装置、変電・送電設備を含む）で、下記の表に該当するものは、固定資産税（償却資産）となります。該当する方は償却資産の申告をしていただく必要がありますので、1月末までに償却資産の所有状況について申告して下さい。

償却資産は、課税標準額の合計が150万円未満の場合、固定資産税が課税されませんが、その場合でも申告は必要となります。

## 1. 設置者および発電規模別の課税区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）	家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置して、発電量の全量又は余剰を売電される場合、事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人（事業用）	個人の方であっても、事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

## 2. 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、下記に該当する資産については、課税標準の特例が適用となります。

対象設備	令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新しく取得した資産で、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備。 ※FIT・FIP制度の認定を受けたものを除く
特例割合	1,000kW未満の設備・・・2/3 1,000kW以上の設備・・・3/4
適用期間	新たに課税されることとなった年度から3年度分
必要書類	・固定資産税（償却資産）の課税標準の特例に係る届出書及び明細書 ・再生可能エネルギー事業者支援事業費の交付決定通知書の写し ・発電設備の出力量・取得日が分かる書類の写し

## 3. 根拠法令

- ・地方税法附則第15条第25項第1号イ・第2号イ
- ・那珂川町税条例附則第10条の2第10項・第14項